



## ヴェローナ市宿泊税

2012年7月12日第61回理事会決議、および、後の修正と補充を基に2012年8月1日よりヴェローナ市宿泊税支払い義務条例が施行される。

## 宿泊者への情報

### 宿泊税の目的

ヴェローナ市宿泊税は、宿泊施設、文化的および環境的資産の維持、使用、再生再利用、および地方公共サービスの支援を含む、観光分野の充実と発展に資金を提供することを目的としている。

### 宿泊税額

本税は、1人、1泊から税金支払い義務が発生し、月に最大5泊まで支払わなければならない。（六泊目以降は不要）ただし、下記の免税対象者を除く。

### 課税対象者

15歳以上のヴェローナ市に居住登録がない者がヴェローナ市内の宿泊施設で宿泊する場合。宿泊施設にて宿泊税を支払い、宿泊施設から領収書が発行される。

宿泊税支払い拒否の場合、事業者は宿泊者に対して宿泊税相当分の「求償権」を有する。

### 免税対象者（art.4 Reg. 宿泊税）

- a) ヴェローナ市に居住登録がある者
- b) 14歳以下の未成年者（15歳の誕生日の前日まで）
- c) ユースホステルまたは ONLUS が経営する宿泊施設（1997年12月4日施行 D.Lgs.46号及び後の修正と補充で定義づけられている宿泊施設）に宿泊する者。
- d) ヴェローナ市の公的イベント関係者、及び、ヴェローナ市招待の来賓
- e) ヴェローナ市内の公立及び私立医療関係施設で治療や診療を受けるために宿泊する患者とその付添者一名。治療、診療に必要な期間全日とその前後一日の宿泊が免税対象となる。
- f) ヴェローナ市内の公立及び私立医療関係施設の入院患者とその付添者、介護者。
- g) ヴェローナ市内の公立及び私立医療機関への入院、入院待機をしている18歳未満の未成年者の親または付添者最高二名まで。
- h) 他人の援助が必要な身体障がい者とその介護者または付添者
- i) 25名以上のグループのバスの運転手及び引率添乗員。25名ごとに運転手二名と引率者または添乗員一名が免税対象者となる。
- j) 運送運輸物流業従事者が休息日で宿泊が必要な場合。
- k) 軍関係者、州および地方警察、ならびに国立消防隊員が業務上の理由で宿泊する場合。
- l) 自宅から大学までが遠隔で E.S.U のレジデンスで住宅サービスを受ける大学生および大学院生。
- m) ヴェローナ刑務所拘留者で、短期外泊許可の恩恵を受けている者。
- n) 他の免税対象には記載されていない特定の支援活動、または公的機関によって採用された措置で、惨事に起因する緊急事態に対処するための人道援助支援、医療援助支援の当事者およびボランティア。

その他の情報については以下のヴェローナ市のホームページをご参照ください。

税務課 - 宿泊市民税

[tributi.comune.verona.it](http://tributi.comune.verona.it)

[impostasoggiorno@comune.verona.it](mailto:impostasoggiorno@comune.verona.it)



### 宿泊税割引対象者

20 %の宿泊税割引が以下の者に適用される。

- a) 70歳以上の高齢者、70歳の誕生日から割引が適用される。
- b) 15歳から25歳までの青少年、15歳の誕生日から26歳の誕生日の前日まで。
- c) 25名以上のグループの各人

宿泊税割引は累積されるものではない。